

## 【アメリカ】ウェブ経由での連邦政府請願システム

海外立法情報課・井樋 三枝子

\* 2011年9月、ホワイトハウスウェブサイト内に、連邦政府への請願(petition)をオンラインで受け付ける「We the People」が開設された。合衆国憲法修正第1条が、「連邦議会は人民が苦痛の救済を求めて政府に対して請願する権利を侵害する法律を制定してはならない」と定めていることを受け、政府への請願をより広く利用してもらう目的である。

### 連邦政府への請願とは

政府が国民の請願を広く受理するという考えは、合衆国憲法修正第1条の規定にもあるとおり、新しいものではない。しかし、請願をオンライン上で可能とする試みは、ホワイトハウスにおいて初めてのものである。ここでいう請願とは、合衆国憲法上の規定の「連邦政府に対して苦痛の救済を求めるもの」とされるが、今回開設されたサイトでは、請願とは、連邦政府が様々な問題にどのように対処すべきかにつき、焦点を定めた民主的な対話を促進するためのものとされている。そのため請願は、幅広い層の者により可能であり、万人に開かれていること、また上述した性質上、相当程度に平穏である必要があるとされた。例えば、特定の団体や個人への脅迫、個人情報、猥褻物、商品の広告等を内容として、請願を作成することはできない。オンラインの請願システムにおいては、公開され、署名活動中の請願につき、これらに違反すると思われる場合は、一般公衆が通報できる制度も設けられた。

### 請願作成の方法

請願を作成するには、「We the People」上でアカウントを取得する必要がある。13歳以上で、有効な電子メールアドレスを有する者は、アカウント取得が可能である。請願は、ウェブサイト上のフォームを埋めて作成する。120文字以内で内容を表したタイトルを記入し、次に、本文として800文字以内で内容を説明する。また、検索用に準備された分類から3種類の主題を選択する。請願は、一定期間内に一定数の署名を集めた場合、連邦政府で検討され、それに対する回答という形で「対応」がなされる。2012年1月24日現在、作成から30日以内に2万5千人の署名を収集する必要がある。署名も同様のサイト上で行うが、これにもアカウントが必要である。期限や署名数の要件は、ホワイトハウスの裁量によって変更される。請願作成者による署名活動も、主にオンラインのツールを使うことが想定されている。「We the People」上では、Facebook等のソーシャルネットワークシステムやtwitter等のミニブログを用いて、署名を募ることが提案されている。新規作成時に類似の請願がないか、自動的にシステム上検索がかけられるが、これは、規定の署名を収集するため、類似の請願に一本化する方が、請願作成者にとっても有益であるためである。

日本では、請願法に規定される行政に対する請願の場合、一定の様式を満たしてい

れば、所定の省庁等に受理の義務がある。請願者には署名収集等の必要はない。ただし、受理した機関は、それに対し誠実に対応する義務はあっても、一定の措置を取る法的義務はない。この「We the People」においては、一定期間に一定数の署名を得られれば、連邦政府による「対応」が得られる点が注目される。

### 連邦政府の請願「対応」が議会に与える影響

2011年12月18日に作成され、30日を待たず、5万人以上の署名を集めた請願に対する連邦政府の対応が2012年1月14日に、「We the People」上に掲載された。2011年末に下院の委員会マークアップ作業が進んだインターネット上の著作権侵害防止法案（Stop Online Piracy Act（SOPA）（H.R.3261(2011)）と同法案の上院版である Preventing Real Online Threats to Economic Creativity and Theft of Intellectual Property Act of 2011（PROTECT IP Act）（S.968(2011)）に対し、大統領拒否権を行使するようとの請願である。

この法案は、国外の著作権侵害サイトへのアメリカからのアクセスをインターネットプロバイダーに遮断させること等の内容であるが、著作権侵害コンテンツが1つでも含まれていた場合、ドメインごとアクセスを遮断できること、著作権侵害コンテンツへの資金提供の停止を理由として、インターネット決済システム会社のPayPal等の業務停止を命じることが可能となること、著作権侵害コンテンツへのリンクもこれらの処分の対象となること等から、SNS等のインターネット関連企業が法案に激しく反対しており、ネット上の抗議活動も活発化している。一方、この法案を推進するのは、映画会社、レコード会社等のコンテンツ権利者団体である。

この法案反対の請願に対して、1月14日に行われたのは大統領行政府の大統領補佐官兼合衆国最高技術責任者（CTO）、サイバーセキュリティ担当大統領特別補佐官及び行政管理予算局（OMB）の知財執行調整官らの連名による「対応」であった。内容は、国外の著作権侵害コンテンツによるアメリカの経済的損失は深刻な問題で、早急な対応が必要であり、何らかの対応策を立法により講じる必要は認めつつも、当該法案は、表現の自由やインターネットの柔軟性を損なう恐れがあり、サイバーセキュリティリスクの増大やインターネットビジネスを阻害する可能性もあり支持できないというものである。併せて、連邦議会に対し、この二つの観点を考慮した新しい法案を作成し、1年以内に立法するよう呼びかけた。この「対応」についてメディアは、オバマ大統領による法案反対の立場表明と報じたが、大統領は法案成立の場合の拒否権行使は明言していない。連邦政府による「対応」以降も、ネット関係企業の反対運動が激化し、最終的に、1月27日、連邦議会は両院で両法案の審議を延期する意向を発表した。

参考文献（インターネット情報は2012年1月24日現在である。）

- ・ We the People <<https://www.whitehouse.gov/petitions#!/>>
- ・ Edward Wyatt, “White House Says It Opposes Parts of Two Antipiracy Bills,” *New York Times*, Jan. 14, 2012.